

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年5月9日（金）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	時任英寛君	副委員長	宮本明彦君
委員	徳田修和君	委員	中村満雄君
委員	植山利博君	委員	今吉歳晴君
委員	蔵原勇君	委員	宮内博君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	塩川剛君	環境衛生課長	中馬吉和君
生活環境政策G長	宝徳太君	環境保全G長	林元義文君
生活環境政策G主査	堀ノ内周作君	環境保全G主査	山本秀一君
環境保全G主任主事	若松樹君	生活環境政策G主事	小柳陽一君
環境保全G主事	徳重広平君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第5号 霧島市子ども医療費助成条例の一部改正について

議案第12号 霧島市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止について

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書」について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開会 午前10時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただいまから環境福祉常任会の所管事務調査を行います。調査内容につきましては、お手元に配付をいたしました次第書のとおりとさせていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいまより現地調査のため霧島市火葬場に参ります。しばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時 3分」

「再開 午前11時00分」

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、霧島市火葬場についての視察を終えまして、ここで質疑に入ります。

○委員（徳田修和君）

先ほど説明いただきました非常用発電のことについてですけども、大きな災害のとき長時間稼働できるようになっていますというふうに御説明いただいたんですが、火葬の焼く炉のほうは連続使用時間というか、24時間使用するためには対応できている状態なのでしょうか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

炉のほうにつきましては、一応対応は可能かと思っております。ただどうしても炉を1回火葬いたしますと、炉自体が熱くなり過ぎて次の方を入れるということももちろんできませんので、それなりに冷却する時間が必要になってくるとは思っております。炉そのもの自体は耐火レンガで造られておりますので、かねては昼間であっても2回使用するということはございますので、それを3回、4回という形で、どうしても夜間もしないとならない場合には時間を置きさえすれば可能かと考えております。

○委員（徳田修和君）

では1日で最大多くて何体を火葬できるとお思いでしょうか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

ただいま昼間12体ができるような時間割りでシフトを組んでやっております。先ほど申しましたように、最初の1炉、午前中炉を焚きますと、収骨して冷まして、そしてまた昼から2回目を使うということがございますので、それをうまくローターで回しておりますので、その倍という形で、今のところ緻密な計算はしておりませんが、24体は可能かと思っております。

○委員（蔵原 勇君）

先ほど現地を見させていただいて感じたことですが、二つほどお尋ねいたしますが、まず、あそこの場合は旧国分時代、平成2年頃だったと思われるんですが、結構年数も経っていますけれども、ちょっと気付いたのが電動車と申しますか、奥に3台、手前に2台あったんですが、結構耐用年数等も経っているのかなとも思うんですがけれども、こういう特殊な機械の業者委託の場合にはどのような負担というか、例えば10万円以上とか50万円以上する場合は市が幾らとか、そういうのはどのような契約になりますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今のお話は指定管理料に関する部分でのお話かとは思いますが。その指定管理料としての修繕料に

つきましては、1件当たり10万円以上のものは、市が直接設備に対する修繕ということでしたましようという基本的な項目は設けております。ただし、10万円以下は全てしなさいという基本はございます。でもその年によって大きな変動があるような場合には協議をすることもできるようにはいたしてはおります。基本的には10万円という形でしております。ですから、今、御質問のあるようなああ言う電動台車自体は10万円ではとてもじゃないけど購入できませんので、市が直接計画的に購入すべき品物とは考えております。

○委員（蔵原 勇君）

もう1点ですけれども、職員数が七、八名と聞いているんですが、多いときはフル稼働ということもあって、対応は七、八名で十分なのか。それとも予備軍としてほかにもいらっしゃるのですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

指定管理者のほうで基本的に常駐は男子4名、女子4名という形で雇用していらっしゃいます。ただし、年休・休暇等の取得で、どうしても予備として会社のほうでも火葬業務のできる方、御案内のできる方という形で別な社員の教育をしていると伺っております。

○委員（宮内 博君）

現場の説明の中でも課長のほうからちょっとお話しがあったんですけれども、炉の形態の関係ですけど、大型炉が2炉、普通炉が4炉ということで、できればその大型炉をもう少し増やさなければいけないんじゃないかというふうに考えているようなことをお話されたんですが、実際にその大型炉のほうでしか使えないという御遺体というのがどれくらい増えてきているのかというのは分かっているんですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

現場でも申し上げたんですが、若い方々が成長していらっしゃって、普通炉では間に合わないような方もいらっしゃるということでお話いたしたところですが、動向という形では申し訳ございません。捉えてはおりません。ただ、斎場の職員の方々が申されるのを聞いておりますと、葬儀屋さんの御希望としては大型炉のほうで御遺体を差別することなくできるので、大型炉を使わせてほしいという御要望はあるように聞いております。

○委員（宮内 博君）

御本人の体格で炉を選別するというようなことではなくてという話ですね。大型炉であれば普通の体型の方も使えるからと、そういうことでしょけれど、実際にその件数的には斎場の火葬件数というのは、数字的には1,400件以下くらいで推移しているのかなと思うんですけれども、前年度の平成24年度では1,324件と報告をされているわけですが、その前の年からすると50件近く少なくなっているというようなことがあるんですけれども、2年間しかここでは掲載されておきませんが、実際にはどういう状況ですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

火葬件数につきましては、御指摘のとおりそんなに変化はございません。ただ、お骨を再度改葬

して、土葬を火葬にするとかそういうこともございますので、そういうので若干の変化は出ているのかとは思っております。ただ、今後は団塊の世代の方々がそれぞれ高齢化してまいりますので、今後の流れとしてはそんなに少なくなるほうではないと予想はしているところです。

○委員（植山利博君）

せっかくですから、ここ二、三年でいいですので、具体的な数字が今ここで分かっていたらお示しいただけますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

御報告いたします。平成17年度の火葬件数といたしましては、合計で1,242体、そのうち先ほど申しました改葬というものが237体ございますので、実際の火葬と言われる大人の方、子供の方の火葬は1,005体になっております。それから平成18年度では、合計で1,294体、改葬が231体、火葬が1,063体ということになっております。平成19年度が合計1,277体、改葬225体、火葬1,052体でございます。平成20年度が1,375体、改葬が286体、火葬1,089体でございます。21年度が合計1,360体、改葬311体、火葬1,049体でございます。22年度が合計1,489体、改葬321体、火葬が1,168体でございます。23年度が合計1,370体、改葬が250体、火葬が1,120体になっております。平成24年度が合計1,324体、改葬が194体、火葬が1,130体で、平成25年度が合計1,289体、改葬が200体、火葬が1,089体となっております。

○生活環境部長（塩川 剛君）

今、改葬ということで説明いたしました。改葬の中には死産児、それから汚物、胎盤なんかです。それから人身、例えば指を切ったといったようなもの、そういう純粋に土葬を掘り返して改葬するといったようなものまで含めたところで改葬という表現にいたしておりますので、その中でも圧倒的に純粋の改葬というのが多いという状況でございますので御理解ください。

○委員（植山利博君）

先ほどの話の中で指定管理を始めて5年ということでしたが、今年、新たに契約し直すという年に当たっているということですが、この5年間の指定管理料の推移が分かっていたらお示しいただけますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

指定管理料につきましては、最初の段階で5年間、基本協定を結びまして、その中で各年度の計画金額も出ておりますので、単年度での契約をしているところでございます。

○委員（植山利博君）

私が知りたいのは、5年間の間で指定管理料がどのような推移をたどっているか。ずっと一緒なのか、減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか、そこを確認したかったのですが、いかがですか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

最初の基本協定で5年間分、それぞれ単年度で幾らくらいの経費を見込んでいますかというこ

との事業計画書を提出させております。その事業計画書に基づいて、その5年間を通して事業としていただくということで、言わば単年度で利益が出たから次の年から低くするよとそういうことはなく、ただ逆に、単年度でたくさん使い過ぎたから翌年、市からもうちょっとくださいということはないと。もう5年間はこの金額で指定管理をいたしますということで契約をさせていただいております。基本協定の金額を申し上げます。平成22年度が4,202万4,000円、23年度が4,172万4,000円、24年度が4,157万4,000円、25年度、26年度も同じ金額で4,157万4,000円、総額で2億847万円という事業計画の下契約をさせていただいております。

○委員（植山利博君）

こういうことだろうと想像はしていたわけですがけれども、行政が指定管理をする基本的な考え方というのは、民間のノウハウを使ってサービスはより忠実、より高いもので、コストはできるだけ縮減していこうというような発想の中で、指定管理というのが動き出したと理解しています。行革辺りではそういう説明をされてきているわけだから。それで、例えばこの間電気代が高騰してきたり、燃料代が高騰してきたりというのは時代背景の中で事実としてあるわけですね。そうすることによって、企業努力で今のお示しになった数字の推移をみると、企業努力をしながら経営の合理化を図りながら経費が縮減されてきていると見て取れるわけですね。しかし、行政がやはり民間に委ねる場合、ただ安くてコスト削減ができればいいという発想ではいけないんじゃないかという思いが最近強いわけですよ。それで、やはり合理的な適正な価格で指定管理料を支払うと。そこには指定管理料の指定管理をされる方々の使われている人件費も含まれているわけですから、人件費等がずっと減り続ける中で、やはり勤労者の労働意欲を高めたり、そうすることが社会の成熟につながっていくわけですから、公が公の施設を指定管理する場合に、本来どうあるべきかということを見直す時期に来ているのではないかという思いがあるわけです。それで、この斎場を今度はまた新たに指定管理をされようとしているわけですがけれども、この間の5年の推移を見ながら、また利用者の反応を見ながら、この施設を今後、指定管理のままでいくのか、若しくは民間に完全に移譲というか、保育園等もそういう形をとってきておりますけれども、そういう議論、若しくは公が直接管理をするというような、想像をすれば三つくらいの方向があるんだろうと思いますけれども、そういう議論はこの間ないんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

火葬場の管理運営につきましてですけれども、実は私が前、衛生管理組合にいました。そのときには直営でございまして、市の組合の職員で直営でやっておりました。そこに嘱託職員を何名か入れてやっておりましたけれども、やはり一番ネックとなりましたのはやはり人事異動で、なかなか行きづらい、非常にこの火葬業務ということをやることに対してそれに抵抗があるということ。それから一部事務組合でございまして、職員が少ない中でそういう異動をしないといけないということ等で非常に苦慮いたしていました。そういう中で、特に宮崎県のほうで当時民間委託と言いますか、全部委託ではなくて業務委託という形の委託が盛んに進んでおりまして、私どものほうも

職員が減る中で委託をしないといけないというのは当時からいろいろ考えておりました。そういう中で、いわゆる業務委託という形で今の株式会社フクシマに委託したと。当然、当時は職員がいてという形で業務委託でフクシマさんが入っていたという形になります。それを引き受けて今度は指定管理という形で今の形になっているというのがこれまでの流れでございます。今、指定管理で行っていただいておりますけれども、今日見ていただいたとおりに非常にきれいに管理をされておまして、当時、私どもが職員でやっていた当時の管理から比べると数段きれいだという私自身はそういう思いでございます。かつ利用者の方々からもそういうような、当然、アンケートを取っている苦情は頂くんですけども、昔みたいなそういう職員に対する苦情とか、施設に対する苦情というのは相当ないと。逆にそういうなかなかいいねというような話もお聞きいたします。そのようなことを踏まえますと、今後についてもこの指定管理というのは続けていったほうがいいのかというのは私自身考えております。ただ、大都市においてはこれを自治体でやっている所もありますけれども、全く民間でやっているという所もあります。本来、そもそも火葬場というのは行政がしないといけないというような業務ではなくて、民間でもできる業務ということで民間でもやっているわけですね。ですから、今言われた全く民間へ移譲したらどうかというような御意見もあろうかと思えます。そういう民間でやっているということ自体、私どもも認識していますけれども、今後、周辺自治体、この辺りの動き等を見ながら時間を掛けて少し検討しないといけないのかなと思っています。ただ、今のところはこの指定管理という形で継続していきたいと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

今日見させていただいて今答弁があったように、私個人としてもいい管理がされているなど。植木の植栽の手入れなどを見ても非常に丁寧な管理がされているなどという思いはいたしました。また、今回のユニバーサルデザイン化の整備事業についても現地を見させていただいて、非常に配慮のある整備がされているなど。遺族も亡くなられた方の最後の祭事を行うのに気持ち良くできる環境が整っているなどという思いで見させていただきまして、今回の地域の元気臨時交付金を活用した整備については高く評価したいと思っておりますけれども、今後は指定管理で更に継続ということのようではございますけれども、民間移譲ということも含めて検討することを求めておきたいと思えます。それから、指定管理料につきましては、これはここだけではなくて、ほかの指定管理もいろいろお話を聞きますと、その燃料代やいろんな高騰を受けて大変厳しい状況があるというようなことを耳にしておりますので、やはり合理的で適正な指定管理料というものの在り方をきちっと協議をしていただきたいと思います。他市・町の例を見ますと、指定管理が撤退するような状況も出てきているようですので、その辺のところも含めて今後、今年は多くの指定管理が更新の時期に来ておりますので、全庁的な議論を深めていただきたいということを求めておきたいと思えます。

○委員（中村満雄君）

このユニバーサルデザイン化整備事業の数字の表ですが、平成24年度、25年度に分かれていて、

その計というのは24年、25年を足したものですか。

○施設管理課施設管理G長（楠元 聡君）

一番左の経営のところだと思います。これは24年と25年を足したものでございます。

○委員（中村満雄君）

としますと、数字が合わないということで、何が書かれているか分からないと。

○施設管理課施設管理G長（楠元 聡君）

すみません、ちょっとこれはエクセルの表の計算が間違っておりました。下の段が契約額です。上の括弧書きのほうは、これは私どもの設計上の金額で、入札した結果こうなったと。下の数字になったということです。先の地域の元気臨時交付金なんですけれども、これは国の25年度、24年度の繰越しの交付金ですので、24年度は該当しません。25年度の分の金額が地域の元気臨時交付金に割り当てられたということでございます。

○委員（中村満雄君）

何でこだわっているかと言うと、設計額と契約額の違いですよ。例えば下の本体工事の合計のところの設計額が3,450万円でありながら、実際にその契約額が4,533万円となっているじゃないですか。ほかの項目では、ほぼ設計額と契約額が一致しているものもありますけれども。だからこの表そのものが修正なりそういった形で提供いただかないと、こんな丁承したのかと言われてたら困ります。

○施設管理課施設管理G長（楠元 聡君）

この数字なんですけど、最初のこの設計額というのが当初設計したときの金額でございます。今回、改修工事でございましたので、工事を進めていくとどうしてもやらなきゃならない、さっき言った、しないとならない改修工事を変更増で工事をしなきゃいけないものがございましたので、変更増契約をして、最終的に結んだ契約額でございます。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時25分」

「再開 午前11時27分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○施設管理課施設管理G長（楠元 聡君）

改修工事ですが、当初発注しました金額でいきますと、現地で説明しました廊下とか壁紙とかを最初改修する予定でございました。当初調べたときにはそこまで汚れてなく破損もなかったと判断したんですけれども、待合室とか他の所を改修していきますと、どうしても汚れが目立つ、悪い部分が、当初、発見できなかったところが発見されるということがございましたので、そういう所を含めると再度調査し直しまして、それを積算でまた計上し直して、増やしたもので再度契約

しましたという金額で出してあります。

○委員（宮本明彦君）

先ほどの非常用発電機、あそこは避難所としては当然使われてないと思うんですけども、あれだけ発電機があったら、もし避難所として使えるんだったら本当に有効的に停電のときに使えるような施設でもあるのかなと思うんですけども、これは非常用の発電は炉だけに行くのか、全部賄えるのかというところを。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

今回の非常用発電機は炉及び全館電灯設備等に対応できるだけの電力を有しております。

○委員（宮本明彦君）

そうしたら本当の災害時、死者が出ない状態だったらそういった避難所として利用できないことはない。もうやっぱりそれは今のところ全然考えてないんですよと言われるのか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

どうしても火葬場という性質上、避難所として一般住民の方々があの場所で避難していただくということは不可能と考えております。どうしても大災害ということになりますと、どうしても火葬を優先するという形で昼夜を問わず火葬しないといけないくらいの人的災害が発生した場合には、あそこで火葬ができる体制を今回整えることができたと感じております。

○委員（宮本明彦君）

残された課題があるのかどうかなんですけども、先ほど大型炉はまだやはり課題として残っているというふうにも受け止めました。そういう中で、葬儀屋さんから大型炉の要望が多いというお話もありました。なぜ本当に大型炉がいいって言われるのか、普通炉と比べて焼き方に何か差があるのかないのかだけお示しいただけますか。

○衛生施設課長（梅北 悟君）

火葬現場の方々に聴くところによると、結局は火葬の仕方自体は変わらないと思います。ただ大型炉になりますと、装飾品というか、先ほど申しました葬儀屋さんが大型炉を希望されるということとでちょっとお話ししましたが、葬儀屋さんとしては、大型炉の棺のほうが御遺族から若干高い料金をいただくというような事情もあるみたいでして、あと装飾品として服飾品というか、お花を普通葬儀屋さんにはされるんですが、それがたくさん入るからというような意味合いで大型炉を推薦されるようなところもあるというふうには聞いております。ですから、逆に我々としてはそういうのを避けてくださいと。普通に、普通の体の方は標準用の棺で納骨していただきたいということをお願いしているというところがございます。

○委員（宮本明彦君）

そうしたら最後に残された課題というのは何かあるのかどうか、お聞かせいただけますか。まだ、あと足りない部分はまだ残っているのかどうかということですね。あったら具体的に教えていただければ。

○生活環境部長(塩川 剛君)

先ほど申し上げましたとおり、件数自体は横ばいでいっております。そういうことですので、炉の大きな改修とかあればお客様方に無理を言わないといけないところはあるかと思うんですけれども、今の状況ではそう不便を来していないのではないかなと考えております。だから、今後の問題ということでございますけれども、今後、霧島市内におきましては、横川・牧園地区につきましては菱刈のほうへ持って行っているわけですね。菱刈のほうの炉の改修という話もちろほら聞いております。また隣接します始良市でも古い炉を新しい炉に造り直すというような話も聞いておりますので、今後は広域的なそういう使い方といいますか、その辺を研究していくというのも今後の検討課題に上がってくるのではないかなとは考えております。ただ、現状においては、霧島市国分斎場におきましては、大きな問題というのは今回の改修でほぼ解消したのかなとは考えているところでございます。先ほど火葬実績を申し上げましたけれども、暗算でやったようなところもございまして、間違っているといけませんので再度計算をさせて、資料のほうを提出いたしますのでそちらでお願いします。それと、資料で火葬・改葬という形でペーパー1枚にまとめて出させていただきます。

○委員長(時任英寛君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時38分」

「再開 午前11時41分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、霧島市市内河川水路の水質状況について調査議題いたします。執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長(中馬吉和君)

市内の河川・水路の水質調査につきましては、説明資料の1ページのとおり61地点でそれぞれ年2回調査を実施しております。調査時期は灌漑期と非灌漑期ということで、それぞれ8月から9月と11月から12月にかけて実施しています。2ページには地図も掲載していますので一緒に御覧ください。水質調査の結果につきましては3ページに掲載しております。上の表は環境基準が設定されている5項目の調査結果です。5項目とは説明資料中1の表上に記載いたしております水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数になります。平成18年度から平成20年度までは80%前後の達成率となっておりますが、平成21年度以降は70%台前半の達成率となっております。これにつきましては表下の※印に記載していますが、平成20年度までは糞便性大腸菌群数で測定していましたが、平成21年度以降は測定基準の変更に伴い糞便性大腸菌群数を含めた全ての大腸菌群数で測定するようになったことから、より基準が厳しくなり達成率が低下しています。従いまして下の表は、基準変更により変動が大きくなりましたことから、同じ条件の下で推移が分

かりますように、この大腸菌群数を除いた4項目の達成率を掲載していますが、平成18年度以降現在まで90%前後で推移しています。これをグラフで表すと4ページのとおりとなります。続きまして、5ページには市内の主な河川、検校川・中津川・網掛川・天降川の4河川のそれぞれのポイントにおける生物化学的酸素要求量の推移を掲載しています。結果につきましては平成18年度以降環境基準を全て達成しています。生物化学的酸素要求量とは、先ほども水質調査5項目の中で申しあげましたが、河川の水質汚濁指標として代表的に用いられるもので環境基準の一つでございます。また、この4河川は県により環境基準の適用対象となっております。補足しますと水質調査箇所61地点のうち、4河川以外につきましては環境基準の適用外となっておりますが、基準の達成が望ましいものとして調査を継続しているところです。以上で、簡単ではありますが市内の河川・水路の水質調査の説明を終わります。続きまして2項目め、合併浄化槽設置整備事業について御説明申し上げます。説明資料の7ページを御覧ください。本事業は合併処理浄化槽並びに高度処理型合併処理浄化槽を設置する市民や単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から切替えを行った市民の皆様に対し、補助金を交付することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的としております。設置に対する補助金額は表のとおりとなっておりますが、平成24年度から26年度の3か年にかけて、霧島市生活排水対策重点地域といたしまして福山町牧原地区において、単独及びくみ取り便槽から切替えを行う者に対し、通常の補助のほかに9万円の上乗せ補助を実施しております。説明資料の8ページをお開きください。平成18年度からの浄化槽設置基数及び汚水処理人口普及率について記しております。浄化槽の整備基数は18年度から年平均615基ほどの基数で推移しておりますが、浄化槽の設置数の増加に伴い汚水処理人口普及率も増加しております。説明資料9ページを御覧ください。汚水処理人口普及率、水洗化率及び生活排水処理率について御説明いたします。汚水処理人口普及率とは、下水道区域外において合併浄化槽で生活雑排水を処理する人口と、下水道区域内で下水道により生活雑排水を処理することができる人口の合計を総人口で除した割合となります。水洗化率とは、家のトイレを水洗トイレにしている人口を総人口で除した割合となります。生活排水処理率とは、生活雑排水を合併処理浄化槽又は下水道に接続し処理する人口を総人口で除した割合となります。なお、生活排水処理の数値の指標としては、一般的には汚水処理人口普及率が用いられております。続きまして3項目め、生活排水対策事業について御説明申し上げます。生活排水対策事業を推進するために、霧島市生活排水対策推進計画を策定しておりますが、その中で本事業を市民と一体となって取り組んでいくために霧島市生活排水対策推進員を配していますので、それらについて御説明申し上げます。霧島市生活排水対策推進員は、霧島市生活排水対策推進計画に基づき、市民の中から市長が委嘱しております。推進員の数は原則として市内で15人以内とし、8,000人に1人の人口割で配置しております。任期は2年とし、推進員活動費は年額3万円としています。活動内容について御説明申し上げます。活動内容といたしましては、環境浄化微生物活性化資材（エコきりしま）の製造・配布、地域住民・市民への生活排水対策の普及啓発、環境イベントなどで生活排水対策の普及啓発、生活排水対策推進員勉強会への

参加や霧島市への提言及び業務報告書の提出をして頂くこととしております。活動状況について御説明いたします。霧島市生活排水対策推進員は生活排水の汚れを減らし、市内の河川や鹿児島湾の水を美しく保つ工夫をそれぞれの地域で広めていくために活動していただいております。具体的には、水質浄化・消臭等に効果がある環境浄化微生物資材（エコきりしま）を製造し、市民や生ゴミ分別モデル地区に対して配布するなど、家庭でできる生活排水対策の普及啓発を行いながら、研修会等を通じて推進員同士の情報共有を行い、問題点やアイデアを出し合うことで今後の活動につなげています。また、環境イベントや自治会の集まりなどの場を利用して、地域住民に対してエコきりしまや家庭でできる生活排水対策に関する意識啓発活動を行っております。続きまして、霧島市生活排水対策推進員の平成25年度活動実績について御説明いたします。平成25年度は、研修会及び勉強会を計5回、生活排水対策普及啓発活動を計4回実施しております。続きまして事業所への排水適正に関する取組について御説明いたします。公共用水域は水質汚濁防止法により、人の健康の保護に関する項目については全ての事業場を対象に、生活環境の保全に関する項目については排水量50m³/日以上の特定事業場を対象に全国一律の排水基準が設定されています。また、自然的・社会的条件から全国一律の排水基準では環境基準を達成維持が困難な水域においては、県が条例で一律排水基準より厳しい排水基準を定めております。これらの基準を超過する特定事業場については、鹿児島県が定期的に立入検査を行い、改善勧告等の行政措置が行われております。また、排水基準の適用を受けない小規模事業場に対しましては、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針に基づき鹿児島県と連携し指導を行っております。平成25年度も市民の皆様から頂いた事業場に対する相談については、県と合同で指導を行っております。最後に4項目め、10万本植林プロジェクト事業につきまして御説明いたします。平成23年2月に策定した「霧島市10万本植林プロジェクト基本方針」では、植林本数と計画期間については、年間1万本ずつ10年間で10万本を目安として定めていますが、植林面積については特に定めてはいません。しかし宮脇昭方式が1m²に3本から4本を密植する植林方法となっていることから、10万本の植林で3万m²程度になると想定されます。基本方針については説明資料の14ページに掲載していますので御覧ください。

続きまして、植林地の公有地・私有地の別につきましては、これも基本方針では特に定めてはませんが、現在まで全て霧島市が所有する公有地に植林しています。最後に拡大・延長の計画についてですが、15ページに平成23年7月に策定した中期計画とこれまでの植林実績を掲載しています。10万本植林プロジェクトとしてスタートした平成23年度以降、年1万本を植林する計画となっていました。実績では8,000本から9,000本程度の植林となっております。拡大・延長については、今後の進捗状況等を見て判断したいと考えています。以上で説明を終わります。

○委員長（時任英寛君）

ただいま説明が終わりました。質疑につきましては、1時に開会することとし、しばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1 2 時 0 1 分」

「再開 午後 1 時 0 0 分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

生活排水対策事業の説明資料の12ページのところに鹿児島県の水質汚濁防止法で上乘せ基準というのがある。これに関しては私自身もいろいろ調べましたので結構分かっているんですけども、まず一つは、特定事業所には水質汚濁防止法に基づきと書いてありますが、この特定事業所というのは霧島市内にありますか。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

霧島市内の特定事業所数について御説明申し上げます。霧島市内の始良保健所のほうに届けが出ております事業所数は374事業所となっております。

○委員（中村満雄君）

その特定事業所374事業所に対しては鹿児島県が定期的に立入検査を行っているという認識でよろしいんですね。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

定期的に立入りをやっているかどうかまでは確認してはいないところです。

○委員（中村満雄君）

ここの文章にはそんなふうに書いてあるんですよ。だからその確認で、そうしたら例えば、この374事業所に関するこの立入検査結果を示せということと言えるわけなんです。だからどうかということをお聴いているんです。

○環境保全G主任主事（若松 樹君）

事業所排水で基準値が超過されたと確認があった場合は保健所のほうが立入りをしているというふうに聞いております。

○委員（中村満雄君）

日本語で読みますけれども、定期的に立入検査を行いというような説明を書いているんじゃないですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

こちらの資料につきましては、白書の記載をもとに記述しておりますので、実際、市が鹿児島県の定期的な立入検査についての確認は行っておりませんので、そこについては事実確認をしたいと思います。

○委員（中村満雄君）

それでは、その結果をまたお知らせください。ここの委員会に報告があるということでもいいですね。[「はい」と言う声あり] 報告をください。それから、上乘せ基準ですけども、実は鹿児島県

の場合には濃度規制なんですよね。それで、私はいろいろ問題にしたことあるんですが、最近、畜産施設とかそういったものでも非常に大型化してきていると。ということは濃度規制であれば、例えば濃度が何%とか、非常に大きな施設になりますと総量として非常に大きな量になってしまうと。その総量の規制ができないかと、そういったことを鹿児島県に訴えたことがあるんですが、実は一つの都道府県の規制というのは、総量規制はできないとなっているという鹿児島県の見解だったんですよ。例えば、東京湾とか瀬戸内海は複数の都道府県にまたがっているからそういった総量規制が行われていると。ということは、この畜産施設とかそういったものから出る汚濁物質とかそういったのはこれ以上超えたらいけないよということだったんです。私が問題にしていますのは外の海へ東シナ海とか太平洋へ流れ出る川というのはそうではありませんが、我々の目の前にある錦江湾に流れ込むそのものに関しては、入替えの少ない湾奥ということで滞留すると。そういった意味で霧島市の生活環境部として、そういったことに対する総量規制とかそういったものに対する見解、何とかそういった総量規制へ持っていけないとか、そういったことをお考えになるつもりはありませんかということ。聞かせてください。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時07分」

「再開 午後 1時14分」

○生活環境部長（塩川 剛君）

ただいま御質問のありました総量規制の問題について、現在、法令等においては主に濃度規制というのが行われているようでございますけれども、湾奥の閉鎖的な海域であるというようなこと等も踏まえる一方で、関係する業種というのが製造業・農業、様々な産業にもまた影響してくるというようなこと等も考えられますので、それらの双方を踏まえ二者択一の議論にならないような形で今後検討課題とさせていただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

確認をさせていただきたいのですが、この委員会で河川流域の浄化を課題に、所管事務調査をしようということで、今日初めてこういう機会を作っていただいたわけですが、その中で錦江湾の浄化という一つの大きな課題を掲げているわけです。ただし、これを所管事務調査としてやる場合に錦江湾の調査・研究、これが霧島市の所管事務に当たるのかどうかということがこの前も若干議論になりましたので、執行部として錦江湾の調査・審査、このことが霧島市の所管事務調査として馴染むのか、権限がどこまで至るのかという判断をどういうふうにご考えておられるのか、まず冒頭お尋ねしておきたいと思えます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

非常に難しい質問かと思えますけれども、当然、湾奥の問題につきましては周辺自治体それぞれ

が関係する問題だと思えます。そういう中で、霧島市の行政側もですけれども、例えば議会として関係する自治体の一議会という立場でこういう議論がなされるということについてはそれなりに評価できるものではないかなとは考えております。ただ、一自治体の一議会だけではなかなか対応しづらいところもあろうかと思えますので、錦江湾のそういう浄化等の問題に関するのであれば、周辺自治体と足並みを揃えると言いますか、それぞれの自治体、議会の考え等もあろうかと思えますので、その辺との足並みをどう揃えていくかというように必要の問題になってくるのではないかなと。ただ、当然湾奥に関係する一自治体の議会としてこういう委員会の場で議論されることについては、それなりに評価できるのではないかなと私は思っております。

○委員（植山利博君）

そこで、それを踏まえた上で県との関係、県の所管がどこまでどういう領域で及ぶのか。実際、河川とか工場排水の近辺については市のほうでも調査をしたり、保健所と連携を取られたりするわけですが、では海岸線についての例えば、水質調査とか砂浜の調査とか、その辺について県との立ち位置はどういうふうに理解すればいいのか見解をお示しいただきたいと思えます。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

県のほうでは、やはりこの鹿児島湾の水質を保全するために昭和54年に鹿児島湾ブルー計画というのを定めております。その中で、当時2市10町指定されておりましたが、現在は合併等がございまして鹿児島市の一部、そして霧島市・始良市・垂水市、この4市を生活排水対策重点地域ということで指定いたしております。したがって、県も同じようにこの湾の水質の汚濁防止のために市と同じような取組をいたしているところでございますので、市議会・県議会やはりそちらのほうとの連携とかその辺も必要になってくるのではないかというふうに考えます。

○委員（植山利博君）

連携が必要でしょうけれども、ということは、当委員会として錦江湾の水質についての調査を例えば霧島市に求めるというようなことも可能だという理解でよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

錦江湾の水質調査については、公有水面ということで県のほうで行っております。それを市のほうで積極的にというか、単独でやってみたらというような御意見かと思えます。ただ、やること自体は可能かとは思いますが、その結果が果たして霧島市だけのデータで、しかも湾奥ということで霧島市だけがそういう影響を及ぼしているわけではなくて、周辺の垂水市、始良市、鹿児島市等もございまして、その辺の信憑性といいますか、その辺を考えた時に、県民全体に対するPRをし、行政ということ考えた場合に1市だけの調査結果ではなくて、やはり県なり、あるいは関係自治体を巻き込んだそういう協議会みたいなところでのそういう調査といったようなことをやったほうが、県民全体に対するPR効果、そういうデータを発表する効果といったのは、そちらのほうが大きいのではないかなと思っております。

○委員（宮内 博君）

河川，それから湾奥の汚染を防止していくという取組は，汚れた排水をいかに排出しないのかという取組とともにやっていかなければいけないわけですが，先ほど汚水処理人口の普及率等について，説明資料8ページのところで説明がなされているんですけども，これを見ますと，平成18年57.36%だったのが24年度には70.25%と確実に汚水処理人口普及率は伸びているということになっているんですけども，水洗化率ということではどんなふうに平成18年から推移しているのか紹介してもらえませんか。

○環境保全G主事（徳重広平君）

水洗化率につきましては，今手元にある資料では平成22年から24年しか把握していないんですけども，平成22年度末において79%，平成23年度末におきまして81%，それから平成24年度末におきまして82%，一応この3か年は今把握しております。

○委員（宮内 博君）

82%ということであれば，100人のうち82人は水洗化が行われている所に居住していると捉えることができるんですけども，それでいいですか。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時24分」

「再開 午後 1時25分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境保全G主事（徳重広平君）

先ほどおっしゃられたとおり，考え方としては100人のうち82人の御自宅のトイレが水洗になっているという考え方で間違いありません。

○委員（宮内 博君）

これは合併処理浄化槽を設置しているところと下水道の計画区域の中の水洗化率と，こう判断すればいいわけでしょう。

○環境保全G主事（徳重広平君）

一応，水洗化率の定義としましては，下水道の区域内・区域外に限らず，その全区域におきまして公共下水道，それから農業集落排水施設，コミュニティプラント，あと合併処理浄化槽と単独処理浄化槽，以上によってし尿を処理している人口の割合という形になります。

○委員（宮内 博君）

水洗化率も80%を超えているということになっているのだけれども，この本委員会でこの問題について調査をしようということになったきっかけは，先ほど中村委員のほうからもありましたように，湾奥の環境をいかに守っていくのかという取組の一環として，まずこういった基本的なところから取組を進めていこうとしているわけですが，そこで先ほどの説明資料3ページのところの関係

でありますけれど、市内河川の61地点の水質達成率、その指標となる測定値の関係で平成21年以降は前年度と比較にならないような指標が持ち入られるようなことになったということではありますけれども、この糞便性大腸菌群ということで捉えると、当然その家畜等の排水というものもこの糞便性の大腸菌というものに含まれてくると思うんですけれども、これらの改善値というのはどうなんでしょうか。測定は平成21年以降、そういう形で行われなくなっているということではあるんですけれども、その辺分かっていますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

ただ今の御質問につきましてですけれども、この平成20年度までは糞便性大腸菌の測定ということだったんですけど、まず、なぜ糞便性大腸菌を使った測定に18年度から20年度までやっていたかというのは、すみませんが不明なところなんですけど、21年度から大腸菌群数ということで、大腸菌群数の中に糞便性大腸菌も含まれているんですけど、そういう環境基準値に対応した測定の方法ということで大腸菌群数を測定し始めたんですけど、その中で人畜由来とされる糞便性大腸菌のみに関しては、群数という形で今測定をしておりますので、その状況が糞便性に限ってどのように推移しているかというのは、申し訳ございませんが今のところ掴んでいないところでございます。

○委員（宮内 博君）

掴んでいないということですが、それは平成21年以降、総体の大腸菌群数ということで測定されるようになって基準値を下回っているということになっているわけですね。その最も大きな原因となっているのは、やはり生活排水だろうと思うんですけれども、その辺の見解と、そしてそれを改善するための対策という点では合併浄化槽ということになるんだろうと思いますが、その辺のところをちょっと紹介してもらえませんか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

大腸菌群数につきましては生活排水もやはり関係がございまして、その大腸菌群数を下げるといった場合は合併浄化槽、下水道の普及とかもろもろあると思いますが、ただこの大腸菌群数というのは測定が大腸菌ではない物も含まれた形で分析値として数値が出てくるものですから、大腸菌に似たようなものも大腸菌ですよというふうに判定されて、群数で数値が出てくるという分析の方法ですから、一つは今議員からお話がありましたように、この大腸菌、元々の群数を減らす一つの方法としては、おっしゃられたとおり合併浄化槽の普及等が必要だと考えられます。

○委員（宮内 博君）

合併浄化槽の補助事業を導入して、平成24年度実績で599基と、平成25年度で714基ということで報告されているんですけれども、やはり50万円くらいの負担をしないと設置できないということで、それが負担できないと、なかなかこの合併浄化槽の設置もできないという家庭も多いわけですが、それらを補完するための取組というのは市として検討されていないのかというのが第1点。それともう一つは、本市の場合はこの公共下水道と合併処理浄化槽と同じ生活排水を浄化する取組を進める担当課が縦割りで、全く別の課になっているということがあるわけですね。それで、全国では

それを一体化して、環境対策の一環として合併処理浄化槽も公共下水道も含めて同じ課で取り扱うというようなことをやっている自治体もあるわけですがけれども、やはり縦割り行政という点では総合的にどう環境負荷を軽減していくのかということでの議論というのはなかなか取り組みづらいというか、そういう問題点があるのではないかと思いますけれども、部長のほうではこれらの観点について議論をしたことはないのか。また、ないとすれば今後、どういうふうに考えているのか、その辺も含めて見解をお示しいただければと。

○生活環境部長（塩川 剛君）

まず、合併処理浄化槽の補助裏負担軽減の話でございますが、市としましては市単独の補助金を設けて設置される方々に対する軽減を図るとともに合併浄化槽の普及を図ろうということで御承知のとおり補助を行っているところでございますけれども、ただ、これを全般的にということになりますと、なかなか非常に財源的に厳しい面もあります。一方では特に水質の悪化している、例えば福山地区でございますけれども、柚木川水系については市内で最も水質が悪かった地域でございますので、この点を今後重点的にということで3年間に限り上乘せの補助を行っているところでございます。したがって、今後そういう補助裏の軽減というようなことにつきましても、このような重点的な対策と申しますか、そういうものに絞ったものになっていくのではないかなと考えております。それから環境水質の負担軽減ということでいえば合併浄化槽も下水道も環境負荷の軽減ということでは同じような考え方に立っていると。組織の縦割りじゃないかというようなこと等でございます。私自身、この下水と合併浄化槽については考えたことはございませんけれども、例えば県が行っております環境林務部といったような組織の作り方もございますので、そういったような組織の在り方というのも可能ではないかなと思いますけれども、いずれにしましても市全体の組織の在り方をどうするかというようなところから議論が始まるかと思っております。そういったようないろんな考え方を基にこれからもまた市の組織の在り方の中で検討は進めてまいりたいと考えております。

○委員（宮本明彦君）

霧島市生活排水対策推進計画、これは全議員の方々は持っておられると思います。2月くらいに満留課長からこの24年度版ですかね。中間年度見直しというのを見させて頂きました。今回、皆さん持っていないでしょうから、これもう1回配って頂けるんだったら配っていただいたほうがありがたいかなとは思っています。そういう中で、先ほど植山委員や宮内委員が言われていましたけれども、基本的なターゲットというのは錦江湾の水質をどう良くするかというのがこの環境福祉常任委員会、環境という面で今回、所管事務調査をしようというきっかけでした。そうすると、当然生活環境部もありますし、下水道課もありますし、この中を見ていったら農林系とか事業所系、水産系、畜産系、生活系というような形で分類されています。ということは、やはりこれはこっちのほうはどう考えるかという部分はあると思うんですけども、そういう面で川までというのはなく、錦江湾の水質をどうするかという点で生活環境部が主体になって下水道課とか農政畜産課、それと

林務水産課，そういったところと共同で何かをしようと，それも含めた形でこれを考えたと言えるのかどうか。まず，そういうところをお聞かせ願えますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

委員のおっしゃる霧島市生活排水対策推進計画の見直し版の分でございます。ちょっと私この見直しの作業に直接携わっていないんですけれども，今確認いたしますと，データ等についてはそれぞれの関係所管課からのデータを収集いたしているということでございます。ただ，これを策定する段階で，例えば市内のそういう連絡会みたいなものを設けて各課協議しながら作ったかどうか，恐らくそれはしていないんじゃないかというような話ですけれども，この計画の見直し分については，データを貰ったということ等でそういう調整とかというような議論はなされていないのではないかなと推察いたします。

○委員（宮本明彦君）

今後はという意味で，それはうちがどうするかということに関わってくると思います。ですから，そこは後で話をさせていただきたいと思います。まず，これを配るのはオッケーですよ。

○生活環境部長（塩川 剛君）

残部数を確認したいと思いますけれども，配付することについては問題ないかと思います。

○委員（宮本明彦君）

そういう中で下水道の接続率とか向こうのほうに聞いたこともあります。これを見てもそうなんですけれども，なぜ人口割合なのかなと。だから地域を限定しているから人口で水洗化率とか，先ほどの汚水処理人口普及率，そういうのを出していると思うんですけれども，例えば，京セラの療を下水道にまだ繋いでいなくて，まだ合併処理浄化槽でやっているという状況もあります。ちょっと下水道の話に行ってしまうかもしれませんが，全体を考えたときにこうやって指標が三つ出てくるんですけれども，結局のところは押さえていくのはそれぞれの建物の数で押さえていかないといけないんじゃないのかなと。例えば民家なら民家，アパートならアパート，事業所なら事業所。事業所にトイレがない所があるかといえばそうではないですから，そういうところもあるでしょうし。はたまた市が持っている施設もいっぱいあると思います。そういう所も含めた何かこう本当に全体を見た形で，合併処理浄化槽なのか，単独処理浄化槽なのか，くみ取りなのか，下水道に全部繋がっているのかと，そういうところの基本的なところがまずは必要じゃないかなと考えているんですけれども，その辺はどうお考えでしょうか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

まずその汚水処理人口普及率についてですが，これが環境省と国土交通省，それと農林水産省，この三つの三省で数値を毎年公表するものでございまして，なぜ人口割合かというのは，申し訳ございませんが私も国・県からくる様式に応じてこの人口で普及率というものを出力しておりますので，把握しておりません。ただ，その指定様式で出しているのです，今現時点では人口の割合での数値となっております。

○委員（宮本明彦君）

この三つを見ている中では、生活排水処理率というのが一番適切なのかなという気はしています。言っている意味は分かるんですよ。国がこれで出せて言っているからこれで出していますというのはもう報告だけの義務ですよ。それが上ったからといって本当に水質が良くなったのかと、全体に結び付いているのかというのは、またこれは違う問題だと思うんですよ。市が本当にやろうと思って押さえていくのは、そういった一つ一つの施設をきちっと押さえていくというのが基本じゃないかなと思っているんですよ。だからそういう面でのデータはお持ちですかと。

○生活環境部長（塩川 剛君）

国で統一して汚水処理人口普及率という形で出しているわけですがけれども、当然データですので比較するわけですので、それぞれデータが違うデータでは当然比較もできないということですので、全国的には当然この形でどこの自治体もやっているということですのでございます。委員おっしゃるとおり、そこを押さえると、どういうふうに押さえるかきちんとして押さえる必要があるということは非常に大切なことかと思えます。したがって、私どものほうも、例えば浄化槽等についてはそういう浄化槽の管理をしている会社がございまして、そこら辺りの実績の数値を貰いながら行っておりますので、実際に近い数字と理解いたしているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

ですから、それは要は人が住んでいない事業所、施設と言ったらいいんですか、そこで生活している人がいない、そういうものも含んできちっとデータをお持ちだということによろしいでしょうか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

データとしてはそういう、例えば人の入っていない事業所等のデータも押さえていると。ただ、その数値がこの汚水処理人口普及率に反映されているかどうかということまではちょっと確認してみないと何とも申し上げられないところでございます。

○委員（宮本明彦君）

これは行く行く議論していったということになりますけれども、そういったところも市としてきちっと管理できるデータを持っていただくのが一番かなとは思っております。それと、もう一つ説明資料の3ページ、霧島市内河川61地点水質達成率等についてということです。ここで4項目上がっています。水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数ということですね。確かにここにもpHがあり、DOがあり、CODがあり、BODがあり、SSがあり、窒素、それからりん、それから大腸菌群数というのがあります。この生活排水対策推進計画の中では基本的に四つ上げていますよね。指標として。大きいところでは。BODとCODと窒素とりんと。こっちはこの四つなんですよ。今、御説明いただいたのは五つなんですよ。だから、その違いがなぜこういった説明になるのか。それと、これだけまとめて達成率を出してもあまり仕方がないんじゃないかなとも思っています。大腸菌群数なら群数で率をきちっと達成率を表すとか。浮

遊物質S Sできちっとした達成率を表すとか、そういったほうが聞くほうにとっては分かりやすいんじゃないかなと。ガサッとまとめていただくよりも、そう思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

まず、今回この説明資料3ページの指標が2番目のほうは4項目ということで、1番目のほうが5項目、窒素、りんが入っていないということでございますが、まず、河川関係に関します環境基準というのが、先ほど説明資料3ページの1番にあります5項目というのが環境基準値が設定されておりますので、この水質の61地点の分に関しては、この5項目ということになっております。あと、先ほどの窒素、りん、CODとか他の項目ですけれども、それは河川の部分はもう全くCODは基準とかの比較の対象にならないものですから、CODという値はもう河川、あとは湖沼、沼とか湖とか海での指標ということになりますので、今回入っていません。河川の中にはCODは判断基準には入らないものですから、またあと、窒素、りんに関しても河川のほうに関して基準がないということで、現状この水質達成率には載せていないところでございます。あとまた御指摘がありました各分析項目ごとの達成率ということでありまして、そこは今までも、申し訳ございませんがこの全項目で達成率というのを推移を把握してきておりましたので、今後またその各物質ごとでpH、BOD、SSDを、その物質ごとの達成率の基準というのも抑えていこうと思います。

○委員（宮本明彦君）

ということは、この25年3月に作った分、これと指標は今全く変えているよと。だからこの指標も正直なところ見直さないといけないということも考えてということでしょうか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

委員は、何ページを御覧になっていらっしゃるんですか。

○委員（宮本明彦君）

例えば31ページとか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

先ほど山本が申ししたのは、その説明資料3ページについては河川に対応する指標ですと。例えば、今、委員がお持ちの資料の6ページを見ていただきますと、第4期鹿児島湾ブルー計画の排水汚泥負荷量の削減目標というところで、ここでCOD、窒素、りんというトータル窒素、トータルりんと出てきます。これは海に関するそういう資料ですということで、河川と海ではそれぞれ指標を取り扱う指標が違ってきますという話でございます。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時51分」

「再開 午後 1時56分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮本明彦君）

霧島市生活排水対策推進計画中間年度見直しの32ページ，ここにBOD，COD，窒素，りん等の推移があります。そして，36ページになりますと見込みということで目標に関することと考えていますけども，ここもBOD，COD，窒素，りん等の記載があります。ですから，この計画の内容と今回御説明いただいた水素イオン濃度，BOD，SS，DO，そういうところの目標をどちらに置いていこうとされているのか，もう1回確認したいという質問になります。

○生活環境部長（塩川 剛君）

本計画の冒頭でございますけれども，あくまで錦江湾奥のそういう水質浄化ということを念頭に考えております。そういうことですから，今言われた36ページあたり，例えば河川で使うBOD，それから海域で使うCODと言ったような表記も出てきております。ただ，目標といたしましては41ページに掲げておまして，この第4節，水質の目標の中で，河川についてはBODについてうんぬん。それから（2）の海域についてはCODや窒素，りんの汚濁負荷量うんぬん削減対策により水質の保全目標を達成するというところでございますので，あくまで目標としては河川についてはBODを中心としたそういう指標，それから海域についてはCOD，窒素，りん等を対象としたそういう指標で判断していくということになっております。

○委員（宮本明彦君）

一旦分かりました。ただ，所管事務調査の目的がどこにあるのかというのはもう1回明確にして，こちらが河川でいくのか，それとも錦江湾でいくのかということで，基本的にこっちは錦江湾ということですね。それで，先ほどの説明は河川という意味だと理解したということです。ですから，またこちら側でどういった方向でいくのか，今回説明があった資料でいくのかというのはまた後ほどやりたいと。打ち合わせはしていくということでよろしいですよ。

○委員（植山利博君）

今，この説明資料の9ページです。汚水処理人口普及率，水洗化率，生活排水処理率ということで説明をいただいているんですけども，まず計画処理区域を説明を頂きたいと思います。

○環境保全G主事（徳重広平君）

説明資料の9ページに書いてあります計画処理区域内人口という表現はちょっと分かりにくいんですけども，全体区域になります。

○委員（植山利博君）

計画処理区域内人口というのは，霧島市全域の人口という理解でよろしいですか。

○環境保全G主事（徳重広平君）

その理解で間違いありません。

○委員（植山利博君）

ちょっと錯覚をしやすいんですよ。計画区域というのは下水道の区域内なのか，それから合併

浄化槽だったらそれを除く区域も全部入っているので、そこを確認させてもらいました。そうすると、先ほど宮本委員の話の中で出たように、やはりこの3番目の生活排水処理率というのを最終的には高めていくというのを目標にしなければいけないのかなという理解をしております。ですので、この率をいかに高めるかということが、やはり霧島市の河川に流れ込む、最終的には錦江湾に流れ込む水の浄化をいかにしていくかというのがここに関わっているのかなと私は理解しますが、そういう理解でよろしいですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

この三つの中で一番実態に近い、確実に汚水が生活雑排水も含めて処理されていますよというのは生活排水処理率ということになると思います。

○委員（植山利博君）

今回の説明資料で数字のデータが出ているのは8ページ、汚水処理人口普及率というのがここに出ているわけですが、今言った生活排水処理率という数字のデータはちょっと私が見落としているかもしれませんけれども、今日頂いた資料の中にはありますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

生活排水処理率につきましては、本日の資料の中には申し訳ございません。出ておりません。

○委員（植山利博君）

だから、私がさっき思ったのは、この資料、このグラフをやはり今後は中心に議論をする必要があるかなと思うわけですが、いかがですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

御指摘がありましたように、一番実態に近いということで、全国的な指標としては先ほど申しましたように汚水処理人口普及率も把握をしてみたいと思います。そして、合わせてこの生活排水処理率というのも同じ過程で恐らく数値が出せると思いますので、同時にこちらのほうも把握していくという形をとりたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 4分」

「再開 午後 2時 5分」

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

これも確認ですが、例えばくみ取りであろうと単独処理浄化槽であろうと、今そのし尿の処理はきちっとした処理がされているわけですね。そこだけ確認をさせてください。

○環境保全G主査（山本秀一君）

まず各霧島市内のくみ取りのトイレに関しては、きちっと垂れ流しではなくて、各地区の衛生公

社さんと市民の皆様との契約でくみ取られて、し尿処理場で処理されておりまして、同じく単独処理浄化槽も維持管理契約が結ばれて、清掃されて、定期的に汚泥はし尿処理場で処理されているという形になります。

○委員（植山利博君）

だから僕は何を言いたいかというと、下水なり、合併処理浄化槽でなくても、海に不法投棄されたりということは、もう実態としてはあり得ないわけだから、トイレの処理にしてはくみ取りであろうが、下水であろうがきちっとした処理がされているわけであって、問題は、要はこの生活排水処理率というのをいかに高めていくかということを経後の大きな課題とすべきだという思いが強いものですから、改めて老婆心ながら確認をしたところです。

○委員（中村満雄君）

市内の河川、水路の水質についての資料、1ページで細かい場所がありますが、それと課長が説明された時に、調査時期は灌漑期と非灌漑期ということでされていると。この調査をするということで、その調査の流域の例えばその排水を流すような施設に対して、この季節に調査します、この日に調査しますよと、そういった情報はお伝えされているんですか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

そのような情報は一切伝えておりません。

○委員（中村満雄君）

それでは、実は私のところに非常に菱田川が汚いんだという情報が届いていまして、1ページの右側の下、ポイントの49ですか、ここら辺なんですけど、このそれぞれの地点の調査結果というのは見たいと言ったら見せていただけるものなんですか。

○環境衛生課長（中馬吉和君）

それぞれのポイントにつきまして、調査5項目について毎年度データは取っておりますので、ただ、データが膨大になるということで今回お付けいたしておりませんが、御指定がございましたらお見せすることは可能かと思えます。

○委員（中村満雄君）

もう一つ植林のことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、10万本植林プロジェクトですか、私も宮脇さんのいろんな講演を聞いたことがあるんですが、この件は広葉樹とかそういったのを密植しなさいと。そうしたら、早く育つよとかそういったことですが、この結果として、極端に言ったら植林とは違って、それこそ雑木林になるという、そのような理解でいいんですよね。

○生活環境政策G主査（堀ノ内周作君）

そのような理解で結構です。

○委員（中村満雄君）

今、霧島市内の鹿児島県も含めてですが、戦後の植林された、例えばスギとかヒノキとかが収穫期に入っているということでよく言われていますよね。今を逃すと、例えば木の中が空洞になった

りとかそういうことがあって、それを非常に懸念されている状況にあるわけですが、こういった森林整備とかそういった観点から林務水産課のほうは植林を促すとかそういったことであるのか、はっきり見えないところもあるんですけども、生活環境部としては本来その山が従来スギとかヒノキを植えていたそういった山からもともとこの地域に合った広葉樹に戻そうとかそういったお考えなのか、この辺の林務のところとのすり合わせとか、どういったふうに。霧島市は山をどういったふうに持っていくのとか、そういったことに対する合意とかそういったのは形成されているんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

この10万本植林プロジェクトにつきましては、環境面の立場ということでCO₂の吸収とそういったようなある意味そういう環境に対する環境学習の一面を持った取組として取り組んでおります。したがって、林務サイドで行っておりますスギ・ヒノキのようなそういう用材を収穫して経済活動というようなそういう目的のものではございません。そういうことで取り組んでおりますので、そちらの林務サイドのそういう用材等うんぬん、林業振興といったようなところとのすり合わせといたしますか、全く別のところでそういう取組を行っているという理解でよろしいかと思えます。

○委員（中村満雄君）

現在、用材として山で切り出した山林の植林率というのが間違っているかもしれませんが、大体30%くらいだったと思います。ということは、要は残りは植林をしないから自然に戻ってしまうと。今、生活環境部でおっしゃっているそういった形でそうになってしまうのかなとかそういったことを感じてはいるんですけども。もう一つ、この前、嘉例川の中国人が土地を取得して切り出したあそこが、最初は霧島市が「植林しなさい、植林しなさい」と強く指導したんだけど、業者がそれに従わなかったと。今は結局、自然に戻ってしまったから、今さら植林しなさいという指導はもうしませんということでしたけれども、今後、霧島市の山というのがどうなるのかと。そういったところに関しての、先ほど言いました合意形成とか、どうあるべきなのか。植林を促すべきなのか、生活環境部がCO₂のそういったことということで宮脇さんのこういった方式で霧島市にもともと存在した山に戻してしまえと。ところが経済的なとかそういった用材確保とかそういった観点からどうなるんだろうとかそういったところでの林務水産課のほうと環境衛生課のほうとの協議とかそういったものはどうなるんだろうか、そういったことをやるつもりはありませんか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

私どもが持っているその10万本プロジェクトについて先ほど申しましたように、そういう環境学習というような意識の高揚というような一面で取り組んでおります。したがって、昨年行いました植林にも約800名の市民の方々が参加していただきまして、大変盛況に終わったところですけども、その中でやはり宮脇先生の講演とかも1時間ほどございまして、それらの話を聞きながらそういう地域にもともとある木の大事さと、それによってCO₂も吸収していくんだよと言ったようなそういう話もございまして、環境学習としてはそういう取組を行っております。ただ一方では嘉

例川の話がございましたけれども、それでそういうCO2削減の環境学習が行われ意識が高まったかというところもさうでもないような気もいたします。ですから、先ほど言いましたとおり林務サイドで行っているそういう林務事業と私たちがやっている10万本の今のこの作業というのはステージが今のところ別と理解していただければと思います。ですから、協議したかと言えば住み分けみたいなところの協議というのはまだしていないんですけれども、行っているそういうステージが違うと理解していただければと思います。

○委員（蔵原 勇君）

今、部長のほうからこの10万本植林プロジェクトについては、環境面でというお話を聞いたんですが、以前、合併して間もない頃、多くの議員、市民が柳ヶ平のほうに行きましたよね。あれとこの10万本植林というのは全く別でということでもいいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

説明資料の15ページをお開きいただきますと、一番上に牧園町柳ヶ平と出てきております。ここも植えましたけれども、ここも10万本プロジェクトの中の一連の中での作業ということでございます。

○委員（蔵原 勇君）

実はその柳ヶ平の活用ということで、先日私もちょっと牧園の職員の方の案内で行って見たんですよ。先ほど言った9年前植えた植林がとてもじゃないけどやぼになっていて見当たらないんですよ。そして今おっしゃった10万本植林については非常に間隔も近くてきれいに整理されているんですよ。ですから、この辺も林務サイドのほうでとおっしゃいましたけれども、やはり連携を取って植えたものはやはり保全するような管理というものを徹底してもらったほうがいいかなと市民から強い要望があったんですよ。これは全く生活環境部の10万本とは別ですけども、これは農林水産部のほうでまた正してみたいんですけれども。やはり植えて後の管理が不十分でそんな状態では、むしろ何のためにあなたたちは植えたのかと言って怒られましたよ、私たちは。これについてはまた農林水産部のほうでちょっと正してみますので。

○生活環境部長（塩川 剛君）

林務サイドで行っております一般的なスギ・ヒノキの増林については、植林して5年くらい下刈りをして枝打ちをしてと。何年かしたら間伐というそういう作業があります。私どもの行っている10万本プロジェクトにつきましては、最初の3年間くらいについては除草が必要だということなんですけれども、あとその後についてはそれぞれ淘汰されていく木もあれば大きくなっていく木もあるといったようなやり方でございますので、私どものほうとしてはそういうような取組で10万本として植えたところはそういう管理をしていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

今その限られた場所に対して生活環境部は植林のこういことをされているとことで理解しましたけれども、今後の山のことで、今、森林整備とかそういったことが言われているわけですね

ども、もの凄い山の中の、例えば戦後はどこでも木を植えなさいと。そういった形でその山の中でも大きなスギの木が生えている。ヒノキがある。でもそれを切り出すのは大変だと。コスト的に見合わないとかそういったことがあるわけですけども、今回、切り出すような事業は計画されているようですけれども、霧島市の山林ということで森林整備、山の中でも昨日牧園でありましたけど、山の中にも結構きれいな道路があると。それは何のためかといったら、森林事業として整備された道路であると。ということはそういった道路が整備されている所とか、もしくは整備されようとしている所はきっちり植林を促すとか、それ以外のところは今生活環境部おっしゃっているように、もともと近隣に合った植生、広葉樹なんかが入るようなふうに持っていく。山の中もそういったのにしないといけないんじゃないかなと私は思っているんですが、そこもだから生活環境部と農林水産部とのすり合わせとか、そういったことが必要なんだろうけれども、山をどうするの、霧島市のその山林比率というのはたぶん50%以上は山だろうと思います。日本では7割以上が山と言いますので。そういった意味では、その山をどうするのということに関して、CO2のこととかそういったことと、いろんな用材確保とかそういった観点からどうするのということで執行部全体でなんかそういったお話とか協議をされるような場所があればいいなと思うんですが、いかがなんでしょうね。

○生活環境部長（塩川 剛君）

生活環境部サイドといたしまして、霧島市にあるその山を将来どういうふうに持っていくべきかというそういうビジョンは今のところ持ち合わせておりません。当然、そういうビジョンを描くのであれば、そういう林務サイド等を中心としたところで、庁内で協議する必要も十分あると思います。ただ、今やっている、今時点での私たちの10万本と言いましたのは、あくまで環境学習とそういうCO2作成、そういう地球環境を守ろうというそういう意識を高めるための取組をメインとしたものでございます。ただ、それがどういうふうに大きく育っていくかというのが今後の問題かと思えますけれども、当然、林務サイドのほうもこれまでのスギ・ヒノキだけのそういう増林ではなくて、林務を踏まえた山づくりというのも考えていくことかと思えますけれども、そういう中でお互い協力できる部分があれば協力しながら、足並みをそろえる部分はそろえてというようなことになろうかと思えます。

○委員（中村満雄君）

それは理解しましたので、しつこく山の森林整備というか、山の中に舗装道路ができた所が生活環境部が言う自然の木になってしまったんだったらその道路は何のための道路だったのという話になってしまいますよね。搬出しやすいように山の中に舗装道路を通してのだから、そういったところに関してはきっちりと植林をなさいよと。それで、山の中のほとんど1回持ち出したまま後はほとんど持ち出さないのよと、そういった場所は自然に任せなさいよとか、それが普通であろうと私は思います。これは私の意見だけを言っておきます。

○委員（植山利博君）

私は小浜の海水浴場の海開きに毎年参加しております。市長も毎年見えて挨拶をされるわけですが、あの地域は下水道の区域ではないわけです。ただ、合併処理浄化槽はそれぞれ事業は展開されて、推進されているんでしょうが、「錦江湾が汚染している、汚染している」とよく耳にするんですけれども、市長の挨拶の中では、小浜の海水浴場の海水の状況は毎年、毎年改善されていると。例えばB-4からA-3とかランクがありますよね。ここ三、四年改善傾向に向かっていて、それは合併処理浄化槽が普及したことや地域の小浜の方々の生活雑排水に対する意識が高まったことだと、そういうことできれいな錦江湾、小浜海水浴場が取り戻されつつあることは喜ばしいことだという主旨の発言をされておりますけれども、所管というか今の部長の見解として、もし持ち合わせの数字があれば、過去何年間こういう形で改善されていますよ、そういう認識を市長と共有していますというようなことがあれば状況をお示ししたいと思っております。

○生活環境部長（塩川 剛君）

毎年その海水浴場が海開きする前に、例えば錦江湾内でありますと磯、それから重富、小浜、国分の下井海岸といったようなところがランク付けされます。あの水質というのはそれぞれ別にとっております。今年度分についても、つい7日に国分の海岸、小浜の海岸のそういうサンプルを午前中・午後それぞれ取って出しております。たまたま去年はAAランクと言いますか、小浜も国分も非常に評価の良い、海水浴場に適しているよという評価を頂いて、そういうことで市長のほうもそれに勢いを得てきれいになっているというような発言をされたと思っております。ただ、一方では海水浴場としてはそういうことですが、この前も一般質問でありましたけれども、貝類とかそういうのが減っているというのが実状でございます。その辺はどういう理由でということもまた詰めないといけないところですが、一方ではそういう状況もあるということ等でございます。海水浴場の水質としてはトータルで見ますと少しずつ良くなってきているのかなという認識を私は持っております。そういう一方で、そう言ったような実態もあると。貝類は少ないよと。水質だけの問題なのか、あるいはそういう植生の問題、いろいろあるかと思っておりますけれども、一方ではそういう問題もあるというのは認識いたしているところでございます。

○委員（植山利博君）

だから、我々は市長がよく言われる霧島市は海岸線を36km持っている。海水浴場も2か所あって、それぞれ去年はダブルAだったと思っております。だからそれぞれ海水浴場の水質は良くなっているんだけど、浜辺というんですか、干潟が消滅しているとかいうことも一方では言われている。だからそこら辺を我々も実態がどうなのかということ調査する必要があるんじゃないかということで、この委員会で所管事務調査をしましょうという経緯になったという背景があるわけですよね。ですから、今後どのような形でその調査ができるのか、今後、引き続き所管事務調査としてどういう形で進めればいいのかを含めて、また協議をしなければならぬわけですが、執行部としてもそういう海水浴場の海水の質が良くなっているということも広報とかいろんなものを通じて市民の皆さんにも知らせる必要があるんじゃないかなという思いがあったものですからお聴きをしたわけ

で、そういうデータに基づいてきちっとした情報を市民の方々にも伝える。一方では、こういう状況もありますよということもきちっと伝える必要があるのかなと思いますので、そういうことも求めておきたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

灌漑期と非灌漑期、1年に2回取っていると。水が多い時ともう農作業が終わった時という意味でしょうけれども、これはやはり農薬を意識してこういった取り方をしているのか。いや、そうじゃないですよというのか、ちょっとその辺どういう理由で2回取っているのかというのをお聞かせ願いますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

灌漑期と非灌漑期というのは、恐らく河川の水量関係がやはり8月から9月の灌漑期と11月から12月の非灌漑期では、水量が変わってきますので、その辺で2回取って見ていると考えております。

○委員（宮本明彦君）

もう1点、先ほどの錦江湾奥会議という話が出ましたけれども、この錦江湾奥会議にはちらちらと見たらどこそこを見に行ったというのが多くて、どこか観光施設を見に行ったというのが多くて、この錦江湾の環境に関しても生活環境部が一部の委員会という意味で出席されているのかどうか。お聞かせ願えますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

環境衛生課だけではなくて、環境衛生課もということです。そのようにいろんなサイドも入ってくるところですので、私どものほうもそのテーブルについているときがあるということでございます。

○委員（宮本明彦君）

やはり錦江湾の水質についても議論はやっているところですよという理解でよろしいですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

申し訳ございません。私自身は出たことはないんです。担当の課長が出ておりましたので、ちょっとそういう議論があったかどうかというのは確認してみないと申し上げられないところでございます。

○委員（中村満雄君）

錦江湾の水質検査というのは、水面から幾ら下とかそういった場所を採水して、いろんな試薬を加えてやるわけですがけれども、今回、我々が問題にしています海底、干潟がどうのこうのと、干潟の状況とかそういったのを、干潟とかもしくは天降川の河口から例えば何百mとかそういった所の海底の状況とかそういったのを調査したデータとか、もしくは調査をしたことがありますか。

○環境保全G主査（山本秀一君）

霧島市においては海底の調査はございません。

○委員（中村満雄君）

そのブルー計画の一環ということで県の催しに参加したことがあるんです。天降川河口の、鹿児島県でも初めてだったらいいですけども、海底の泥をさらってそれを調べようと。そしたら、もの凄い結果が出てしまって二度と鹿児島県はやらないようになってしまったんですけども、継続してやってくださいねと言ったんですよ。そしたら、なしのつぶてで、真っ黒けの泥で臭いがひどくて、硫化水素の臭いとかそういったのだったんです。その分布状況とか堆積状況を調べるべきではありませんかと何回も言ったんですが、県は何もしません。そういった実情がありまして、水質検査というのはあくまでも澄み切った、底に泥がたまっている状況の上の澄み切ったところを検査するわけですので、その日の、例えば前日なんか大雨が降った後とか、そういった引っ掻き回された状態とそうでない状態とでは結果として雲泥の差があると。そういつてみれば今後の錦江湾の浄化とそういったことを考える時に、海底の状況というのを改善しないことには錦江湾のきれいさを保持とかそういったことには繋がらないと。それをすることによって貝とかそういったものが育っていくということが当然想定されるわけですけども、そういった意味でこれも今後のこの委員会がどうなるかですが、そういったところも調査できたらいいなという希望は持っています。お伝えしておきます。

○委員（宮内 博君）

先ほど頂いた説明資料にざっと目を通してはいるんですけども、この25ページですが、昨年8月1日から18日の間に実施した水質調査結果が示されているんですけど、大腸菌群については95%以上、基準値をクリアしているのは本当数えるだけしかないというような状況になっていて、ほとんどが基準値をオーバーしているという状況ですよ。それで、中でも基準値一線以下の中で160万という数字を叩き出しているところが5か所あるんですけど、これはこういう所について何が原因でそういうふうになっているのかというようなこと等については追跡調査とか対策とかなされているんですか。調べただけになっているのか。一応、その辺をお示してください。

○環境保全G主査（山本秀一君）

大腸菌群数につきましては、先ほども少し述べさせていただきましたけど、人の排水に関わらない自然界にも存在するものでありますので、こういうふうにとっても大きい数字となっている状況がございまして。そして、今この環境基準値がこの大腸菌群数というもので規定されておりますけど、こういう見方だと先ほどから申していますように、生活排水等が及ぼしている影響なのか、自然界にいる大腸菌が影響なのかというものがこの群数でははっきりしないということで、私も今ちらっと国のほうでもこの大腸菌群数に関しては、どうにかその基準値をこの群数ではなくて糞便性の大腸菌で見ようかとか、そういうふうな検討は国でも始めているということでございまして、ですので、ここのデータから一概にその生活排水によるものというのは判断がつかないところでございまして。

○委員（宮内 博君）

だから私が聞いているのは、少なくとも基準値の数百倍というような所があるわけでしょう。そ

の原因が何なのかということでの追跡調査とかは、やったのか、やらなかったのかということなんですけど、今のお話は恐らくやっていないと思うんですけども、それで1回くらいやってみる価値はあるのではないのかなと思うんですよ。そこから何か見えてくるものがあるのではないかなと思うから。おっしゃるように、人の生活に起因するものが全てこれに表れているのかどうかということには分からない。自然界にあるのも含まれているかもしれないということでもありますけど、なるほどこの数字から見ると、例えば26ページの小浜排水路という所がありますよね。ここで160万を測定しておりますから、上流にはほとんど家があることはあるんですけども、密集しているような所ではないわけですよね。ですから、おっしゃるようなことも背景にあるのかなとは思いますが、ただ、中には例えば霧島川の花山の水門の辺りもそんなに人口密集地域ではない所でもありますけれども、畜産関係の牛小屋が近くにあったりとかいうのがありますから、そういう関係もあるのかなと思ったりもしますけれども、1回調査してみる価値はあるんじゃないかと思いますが、部長、どうなんですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

私どもも追跡調査というのはこれについてはやっておりますけれども、委員がおっしゃるとおりちょっとポイントを絞ってそういうところを追っかけてみるということも検討させていただきたいと思えます。

○委員（中村満雄君）

私も今、宮内委員がおっしゃったようなことで、ちょっと本当に疑問に思うんですけども、私も薬会社におりましたので、糞便性大腸菌とそれ以外の大腸菌、それ以外の大腸菌が自然界に存在する、存在するということは否定はしませんけれども、異様な数字ですよ。例えば、世の中で食中毒をいろいろ引き起こす大腸菌ということで、O-157とかO何番、何番とありますが、ああいったのは逆に言いますと、その糞便性の範囲外ですか。そうなったときに、やはりその大腸菌そのものが化学のいろんな実験なんかで使いやすい菌ですけども、結局、その大腸菌は一見何もしないように見えるけれども、体の弱い人にとっては非常に有害なことを及ぼすこともこれはもう事実ですので、糞便性以外は全然人間に悪さを起こさないよという論法に関しては、私は疑問に思うんですけども、その辺どのようにお考えですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

誠に申し訳ございません。その辺の見識を私どもは持ち合わせておりませんので、この場でちょっとどうこうというかたちでお答えするのはちょっと難しいと思えます。

○委員（中村満雄君）

ぜひ、調べてください。だから、糞便性の大腸菌が存在するというだけで汚い、きれいだとその判断だけじゃなくて、やはり大腸菌そのものが大量に存在するということが、人間のその健康にどうか。要は、普通の健康な人にとっては全然問題ない大腸菌であるけれども、ちょっと体の弱った人にとっては非常に有害なことを引き起こすということも実際分かっていますので、その辺を私自

身ももう1回確認をしますけど、お調べになって、だからこれが160万ですか、こういったのはいいのよということなのか、いや、大きな問題だよということになったら、その対策ということを考える必要があると、そのように思いますので、ぜひお願いいたします。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時40分」

「再開 午後 2時42分」

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、霧島市内の河川、水路の水質状況についての資料説明並びに質疑を終えたわけでございますが、今後、この所管事務調査につきまして、どのような形での調査として当委員会として取り組むべきかという御意見をお聞かせいただきたいと思います。今は様々な資料が出てきて、それに対しての質疑がございましたけれども、それならどうするかという具対策は現実問題としてできていないというのが現状ではなかろうかと思えます。皆様方の御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

今日、資料に沿って説明を受けて質疑をしたわけですが、そもそもこの委員会で所管事務調査を始めようということのきっかけは、先の一般質問等にもあったように、錦江湾の汚濁と言いますか、錦江湾の浄化をどう実現していくかと。一点には桜島の掘削というんですか、そうことも必要ではないかというような話もあって、では錦江湾の浄化のためには現状をどう認識して、それからどういう分析をして、どういう対策を取るかということだよねということでスタートをしたと思うんですけれども、今日の河川はそれぞれの自治体、霧島市が定点で定期的に水質調査を行って、若しくはその特定の工場からは排出する排出口の水質の調査もしているわけですから、そこについてまだこれからもうちょっと詳しく調査するということは可能だと思うんですけれども、錦江湾の例えば水質の状況とか、それから海底の状況とか干潟の土の汚染の状況とか、その辺を調べて調査する。そして現状を認識して対策を打つというところは、どうも霧島市議会の所管だけでは済まないというような感じを受けました。ですから今後、錦江湾の浄化に向けて当委員会がどういう取組をするかということになれば、近隣の隣接する錦江湾にそれぞれ流域を持つ関係自治体、それから県、この辺と連携を取って対応するか、そういう所に働きかけていくということにならざるを得ないとなると、なかなか難しい課題を抱えているなという気がしたというのが私の率直な実感です。ですから、内水面における調査をこれ以上続けて取り組むということは可能だと思います。それに対する対策等を提言していくということは可能だと思いますけれども、錦江湾に対する調査と今後の対応をとということになると、いささかいかげんなものかなという感覚です。

○委員（中村満雄君）

錦江湾の水質海底に問題があるということは皆さん共通の認識はお持ちだと思います。今、植山委員がおっしゃいましたように、霧島市だけでできることではない、これも事実だと思います。ところが、引き金は引かないといけないと。引き金を引くためには、例えば、近隣の始良市とか垂水市と一緒に考えませんかというような、そういうような場ということは湾奥会議というのはあるみたいですけども、少なくとも議会としてやるときに、霧島市の海岸はこうなっているんですよとか、だから私たちは一緒になって湾奥の海底とか湾奥の浄化能力を高めるとかそういったことのために一緒に話しのテーブルについてくださいませんかとかそのような提言をするためには、少なくとも霧島市の海岸、霧島市の河口の海底の状況というのは把握する必要があるだろうと。私も実際、干潟をずっと歩き回ったことはないんです。例えば、議員自ら干潟に行って、足を、例えば膝まで浸かるかもしれませんが、それを見て、「ああ、これはひどいね」とか、若しくは、「いや、この程度だったらいいんじゃないの」とか、そういった感触を持たない限り、発言がしにくいと。実は漁協のほうでは、もし、例えば河口に行って海底を探るんだったら協力はするよとかそういったことはおっしゃっていただいているんですよ。そういったこともあって、私は少なくとも目では見にくい海底の状況とか干潟の状況というのは確認する必要があるのではないかと思います。その結果を踏まえて、次のステージの近隣の市町村の例えばこういった環境の委員会とかそういったところとタイアップして湾奥会議を動かすとかそういった形に持っていくのがよろしいのではないかとはい思います。

○委員（今吉歳晴君）

河川の浄化については、それぞれの単独の町でできるわけですが、先ほどこの鹿児島湾ブルー計画、その中で生活環境重点地域、それには鹿児島市、始良市、霧島市、それから垂水市、その辺が重点地域に指定されているわけですから、その中で、それぞれの町はいろいろと調査して、それぞれのこういう資料等に基づいて取組をされていると思うんですが、ただ、それぞれの市でいろいろとやっているだけで、その湾奥の市長の中でいろいろこういうデータの交換というのではないと思うんですが、先ほどから出ておりますように、湾奥会議、これは湾奥会議は会長は市長じゃなかったですかね。それであれば、その中で、ただ観光・環境面に対しての取組をされている会議ではないかと思うんですが、それであればその中で、やはりこういう一つのデータもやはり持ち寄りながらいろいろと取組をしていく、そのことが一番のいい方法ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（蔵原 勇君）

この案件については、それぞれの錦江湾に類する市関係、私どもは三十数kmとおっしゃいますけれども、市長同士が湾奥会議で結構年に1回か2回この会議をされますよね。そのときにこういう話を具体的なのを関係首長とも連携を取ってもらえれば、非常に県のほうも動きやすいし、市町村も動きやすいのではないかなと思うんでしょうけれども、こういう提言でいかがでしょうか。

○委員（宮内 博君）

当委員会がその調査をできる範ちゅうというのはもう限られていると思うんですね。確かに中村委員がおっしゃったように、干潟に足を踏み入れて、どんなにどぶになっているかというのを体験するというのは大変大事なことだろうと思うんです。その体験の中からこれではいけないとなってくるだろうと思うんですけれども、それがまず委員会でできるかどうかという点ではもう少し議論が必要だろうと思います。委員会でできる取組ということで考えますと、今皆さんおっしゃったように、垂水市、始良市、鹿児島市、そして霧島市、この湾奥の自治体がどう取り組んでいるのかということについては調査することができると思うんですよ、ですから、今日霧島市の現在の生活排水の形態別人口とか生活排水の処理率とか、そういうのがどういうレベルにあって、それを平成29年まであと3年間でどこまで引き上げていくのかというような計画なんかが示されているんですけども、それぞれのまちはどんな指標を持っているんだろうかというのをまず知る必要があるんじゃないですか。それで、次回委員会として取り組むということであれば、今日霧島市が示したこれらの資料と対比できるものをそれぞれの湾奥の自治体のものを執行部のほうに収集いただいて、そしてそれをこの委員会の中で議論するということはできると思いますので、そういう取組をやっていけばほかの自治体の議会も刺激することになると思いますし、それが総じて、湾奥の環境負荷をどう軽減していくのかという取組に繋がっていくのではないのかなと思うんですよね。ですから、次回やるとすればそういった方法が一つは見えてくるんじゃないのかなと思うんですね。今日の議論の中で、例えば大腸菌群の基準の数千倍の汚染が確認されている所の追跡調査とかはやったことがないというようなことなどもありました。ですから、問題点も少しは見えてきたのではないのかなという気もするんですけれども、まず当委員会でできる仕事の中で考えられることの一つはその辺じゃないのかなというのをちょっと感じたところです。

○委員（宮本明彦君）

皆さんからも意見が出ているように、湾奥会議を活用するといいますか、まずは本当、そこでどういう議論がされているのかということと、今後、どういう議論を望むのかというのは必要なことだと考えています。その上で、もう一つ干潟とか海底とかという調査は鹿児島大学とかでも何かデータはお持ちではないかなと。先ほどの大腸菌の件についても、それなりの専門の方がいて、基本的に説明をしていただけるものではないかなとも思っています。ですから、委員長へのお願いですけれども、そういった大学のほうからも何か所見を持っておられる先生を呼んで、意見を実態が分かれば一番いいですし、御意見をそういったところもお話できればなとも考えます。

○委員（中村満雄君）

市長が湾奥会議のトップであるとすれば、市長の湾奥会議の株の組織とかそういったことで、湾奥の自治体には、たぶんどこの自治体もこの環境福祉常任委員会みたいな委員会が存在するであろうと。そういった所との意識の共有とかどう思われますかとか意見交換とか、そういったものの会合というか機会が持てたらと思います。

○委員（植山利博君）

今、皆さんの御意見を聞けば、もう1歩、歩を進めるべきだということと、それから湾奥会議を活用するというこのようですので、今後、やるとすれば湾奥会議に当委員会がオブザーバーでもいいから出席をさせてもらえないかという要請を市長なりにして、次の湾奥会議で、それはいろいろテーマがあるでしょう。災害の連携であるとか企業誘致であるとか錦江湾のブルー計画であるとかあるでしょうけれども、それに当委員会が今所管事務調査をしようというテーマにふさわしい湾奥会議の時に、オブザーバーでいいから参加させてくれと。こういう趣旨の発言をさせてもらえないかというような要望をする。それからもう一点は、先ほど資料をそれぞれの自治体が始良市、垂水市、鹿児島市が現状はどういう状況なのかということをごちからお願いして、所管事務調査ということで訪ねて行って、1日かけて2か所くらい行けばできるでしょうから。合わせて、県が今までブルー計画をやっているわけですから、県にも出向いて、例えば海底の調査をした経緯があるのか、干潟の調査をした経緯があるのか、そのデータをもし持っていればどうなのか、そこをお示しくださいというような要請をしていくと。大学には鹿児島大学なら鹿児島大学にそういう調査をしたことがあるのかというような問い合わせをして、データがあるんだったら、先ほど言われたように先生を呼んでお話をしてもらおうか、出向いて行ってお話を聞か、というような具体的な段取りでできる範囲で進めるということがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（時任英寛君）

大体、御意見が出揃ったようでございます。皆様方の御意見を今集約いたしますと、まず、湾奥会議、ここが何をしているのかというのが実際はその実態が分かっていないと。まず、ここがどういうことをしているかということをお知らせいただきたいと。先ほど宮内さんから湾奥の重点地域のこういうデータ、これについてお願いしたいと思ひまして、今、植山さんのほうから、できれば植山さんの御提案があるように、私どもが調査として始良市、鹿児島市、垂水市ですから、2日あれば3市訪問ができるのではなからうかと。県まで入れても2日あれば十分行けるんじゃないかと。そこで、直接行って向こうの執行部から直接聞いたほうが、非常にその部分については私どもも理解しやすいと、このように認識をいたしております。それと、あと御提案がございました大学関係、専門的な学識経験者の方々を招致する、またはこちらから出向かせていただいて調査を行うというようなことが大体皆様方の御意見で集約されたと思っておりますので、まずは当面、県それからこの重点地域の市町への行政視察ですよね。実際の話が。これについて実施したいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしということでございますので、まずは湾奥の重点地域、鹿児島市、始良市、垂水市、それと県のブルー計画に基づきまして県への視察を実施いたしたいと思ひます。実施時期につきましては、5月の末になりまして今度、行政視察に参りますので、6月定例会がありますので、7月以降になろうかと思ひます。湾奥会議の内容協議につきましては、開会中でも執行部のほうから貰

える資料かと思いますので、状況によっては開会中でもこの所管事務調査について実施する可能性はあると、このように御理解いただいてよろしいでしょうか。そのような形で、この水質、一応表題的には霧島市内河川水路の水質状況についての所管事務調査の今後の在り方については、今申し上げたとおりに進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、午前中実施いたしました火葬場の国分斎場の件につきましての報告でございますが、これはどのように取り計らいましょうか。6月定例会の本会議で登壇して報告すべき事案なのか。それとも前回は文書で配付しました所管事務調査もございましたけれども、現実的にはもう25年度の補正予算で全てが終わっている事業でございますので、これはもう議会も予算が通りまして、すべての事業完了工事検査も済んでいる内容でございますけれども。

○委員（植山利博君）

指定管理が今年の6月から新たな指定管理の締結に向けて公募するのか、何らかの形で動き出すと思うんですね。1億7,800万円をかけて改修したわけです。今日見た状況、質疑のやり取りを私は報告していただきたいと思えます。それと、今後の在り方について、やはりこのまま指定管理で今の段階ではいくという答弁でしたけれども、指定管理が妥当なのか、直接管理が妥当なのか、民営化が妥当なのも含めて、またその指定管理が先ほど質疑の中でもいいましたけれども、だんだん安く、安く、安くという方向に考えているわけです。だけど現実にはガソリン代とか燃料電気代とか高騰する中で、これはもう何も火葬場だけでなく、全ての指定管理に言えることですが、本当に合理的な指定管理料なのかどうか、そこ辺も含めて、他の指定管理も含めてもう1回しっかりと見直す必要があるという意味も含めて、そのような指摘をしていただいて壇上から報告していただきたいと思っております。今、植山委員から登壇しての報告をお願いしたいとの御意見が出ましたが、いかがですか。

○委員（宮内 博君）

指定管理の在り方について若干議論があったんだけど、私が議案が提出されたときに反対討論を行った経過があります。それで、地方自治体が行う仕事はどうあるべきかというところの基本的な仕事の一つになると思っているものから、民営化した場合の実際の火葬料の手数料とかそういうようなものは、例えば消費税率が引上げなどになりますと、当然火葬の料金の引上げとかに連動する可能性というのは非常に大きいわけですので、ですから安易に民営化ということを考えるべきではないという立場ですので、そこまで踏み込んで報告するという内容まで今日議論ができたのかという点ではまだ不十分だと思いますから、今日の段階では補正予算、元金交付金を活用して、整備が行われた火葬場の改善された状況を確認して、今後の市民の利活用に貢献できる改修が行われていくということを確認できたというので留めて、指定管理の関係については、もっとまだ他にも当委員会でも所管をしている指定管理の企業というのはあるわけですので、別のところで総体的な議論をしていくというようなことが、今の段階では求められるのではないのかなと私は思います。

○委員長（時任英寛君）

宮内委員，これは文書での報告で事足りるという御意見でよろしいですね。

○委員（宮内 博君）

はい

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

火葬場とかいろんな施設があるわけですがけれども，その管理形態が民営化とか指定管理者とか市直営とかそんな方法があるということは承知しますけれども，そういった議論がいろんなところでされること自体に関してはその通りだと思います。ただし，それが火葬場のことからそれに至るということになると，火葬場がそんなになるのということで，ちょっと違和感があります。最後のところくらい霧島市の税金で骨にして焼いてよとか，悲しくなりますよね。それが，例えばお金が今まで5,000円だったのが3万円，4万円になるよとかそういった恐れがあるとか，そういったことになったら，市民の方々が，もちろんその市の執行部がそれなら民営化しようということの方針を出して，公募してとかそういったことになったときに，十把一絡げでそれが議論されることにちょっと恐れというかそういった気持ちがあります。私の意見です。だから報告は文書での報告でよろしいんじゃないかと思います。今回の指定管理者のああいっただ火葬場の施設とかああいっただものを大々的に取り上げるのであれば，もっと別な形でとかそういった問題提起があってもいいのではないかと思います。

○委員（今吉歳晴君）

今回の場合は，火葬場の改修についての調査でありまして，その点については文書報告でいいと思うんですが，ただ今後，指定管理についてはまた別途議論を深めながらやるべきではないかと考えます。

○委員長（時任英寛君）

今，登壇してという御意見と，文書で十分という報告二つございましたけれども，取りあえずあまり馴染まないんですけども採決を採らせていただけますか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは，まず登壇して報告をすべきと思われる方，挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

1名ですね。文書報告でよろしいと思われる方は挙手をお願いいたします。6名でございます。よって，今回の霧島市火葬場の視察についての報告は文書によって報告をさせていただくということに決まりました。委員長報告に付け加える点等はございませんでしょうか。先ほどらい議論がございますように，指定管理につきましては，またその議案が出た段階において，しっかりと議論をしていくということでございます。他にございませんでしょうか。なければ委員長報告については一任いただきますでしょうか。

[[「はい」と言う声あり]

委員長に一任ということに決しました。以上をもちまして、本日の環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時 8分」

委 員 長 時 任 英 寛